

グローバル技術連携・創業支援補助金 F A Q

<一般枠・創業枠共通>

Q 1 : 復興に資する取組について、連携先の企業が本社は被災地にないが、支社・支店が被災地にある。この場合は対象となるか。

A 1 : 本社は被災地になくても、本事業を実施する支社・支店に対外的な決定権限を有する者が駐在し、事業を企画・実施することが可能であれば対象となります。なお、支社・支店の体制については、パンフレットや電話等で確認します。

Q 2 : 被災地からの原材料の購入等について、取引先は中小企業に限られるか、大企業でも可能か。

A 1 : 中小企業に限らず大企業との取引でも可能です。なお、原材料は、本事業で使用するものに限られます。

Q 3 : 震災により離職を余儀なくされた方の雇用は、何時行うべきか。

A 3 : 事業実施の前、ないしは事業実施期間中の雇用が必要です。また雇用者は、本事業に直接参画することが望ましいですが、間接的に参画される場合でも可とします。

Q 4 : 被災地の企業から原材料の購入を予定していたが、取引が成立せず、原材料の購入ができなかった。この場合、補助事業の取り扱いはどうなるか。同様に、震災により離職された方を雇用しようとしたが、雇用が実現しなかった場合の取り扱いはどうなるか。

A 4 : 補助対象事業者としての要件を欠くこととなり、原則として補助事業の対象とはなりません。

Q 5 : 被災後に、特定被災区域から移転せざるを得なかった中小企業は、被災地の中小企業として取り扱うことは可能か。

A 5 : 被災地の中小企業として取り扱うことが可能です。

Q 6 : 新商品・新技術の試作・開発における「新」とはどのような概念か。

A 6 : 申請者にとって「新」であれば良いこととします。

Q 7 : 海外企業・法人は対象となるか。

A 7 : 主たる事務所が国内に存在しないものは、資本金・従業員数を問わず、法律において中小企業として取り扱わないため、補助対象とはなりません。

Q 8 : 生産拠点が海外のみ（国内に生産拠がない）場合は、補助対象となるか。

A 8 : 公募要領では、「日本国内に本社及び生産拠点を有する者」としておりますので、補助対象とはなりません。

Q 9 : 販路開拓のみを行う連名申請者は認められるか。また、この場合補助対象となるか。

A 9 : 本事業では、グループに参加する中小企業が、それぞれの経営資源を有効に組み合わせて共通の課題を解決するための取組が対象となります。このことから、販路開拓の企業もグループに参加し連名申請の対象となります。しかし、補助対象者は“試作開発を行うものに限る”としているため、販路開拓のみを行う事業者は補助対象とはなりません。

また、販路開拓についての補助金は、試作・開発を行う中小企業者が販路開拓事業を行った場合に対象となります。

Q 10 : 販路開拓事業の定義は何か。

A 10 : 開発した新商品・新技術を企業向けに宣伝するための展示会への出展、取引に向けた商談会の開催、新たな販路を開拓するためのマーケティング調査等をいいます。なお、展示即売会は、直接売上げに繋がるものであるため、補助対象外となります。

Q 11 : これまで県の助成を受けて開発を行ってきたが、まだ開発途中であり、この案件の応募は可能か。

A 11 : 開発を行うべき技術的課題が明確になっている場合は、応募が可能です。

Q 12 : 事業の実施期間は何時までか。

A 12 : 補正予算事業が単年度予算のため、24年3月末日となっておりますが、繰越の申請を行う予定であり、これが承認された場合は平成24年12月までを事業実施期間とする予定です。

Q 13 : 海外等のメッセへの申込期間が交付決定前となっている。事前の応募は可能か。

A 13 : 展示会等の期間が事業実施期間内であれば、事前の申込は可能です。

Q 1 4 : 特定の場所を借り上げての常設展示は可能か。

A 1 4 : 展示会等の活用を想定しており、原則として認められません。

Q 1 5 : 海外企業への支払い領収書等は日本語に翻訳すべきか。

A 1 5 : 日本語に翻訳し、証拠書類として提出していただきます。

Q 1 6 : アルバイトを事業実施期間中採用することは可能か。

A 1 6 : アルバイトはあくまで臨時的な職員ですので、長期間の採用は認められません。

<一般枠>

Q 1 : グループ企業による連名申請は可能か。

A 1 : 法人格が異なる企業であれば申請は可能です。

Q 2 : 2 企業の連名で応募し、採択されたが、1 社が本事業の実施を中止した。この場合の補助事業の取り扱いはどうなるか。

A 2 : 連携して事業を行うことが補助の要件となっており、当該要件を欠くことから補助対象とはなりません。

<創業枠>

Q 1 : 設立後 1 年未満の企業でも応募は可能か。

A 1 : 応募できます。なお、決算書のかわりに事業計画書及び収支予算書を添付して下さい。

Q 2 : 現在設立作業中の企業でも応募は可能か。

A 2 : 公募申請までに法人が設立されていれば、申請は可能です。

なお、法人が設立されていない場合は、個人事業主としての応募も可能です。さらに、決算関係書類がない場合は、最近 1 年間の事業内容の概要を記載した書類（確定申告書等）と事業計画書及び収支予算書を添付して下さい。

Q 3 : 外部パートナーは個人でも可能か。

A 3 : 専門的な知見を有される方であれば個人でも可能です。

Q 4 : 海外企業がパートナーとなることは可能か。

A 4 : 可能です。